

令和 7 年 2 月 2 7 日 宣告

令和 6 年（わ）第 3 号、第 6 号、第 1 2 号、第 1 8 号

主 文

5 被告人を懲役 7 年に処する。

未決勾留日数中 2 7 0 日をその刑に算入する。

理 由

（罪となるべき事実）

被告人は、A 株式会社の経理責任者として経理業務全般を統括し、同社名義の預
10 金管理等の業務に従事していた分離前相被告人 B の長男であるが、同人と共謀の
上、長野県駒ヶ根市（以下省略）株式会社 C 銀行 D 支店に開設された A 株式会社名
義の普通預金口座（口座番号▲▲▲▲▲▲）の預金を同人が同社のために業務上預
り保管中、別表（別表省略、以下同じ）第 1 ないし第 7 記載のとおり合計 8 回にわ
たり、別表「日時」欄記載の年月日時刻に、同支店において、別表「目的」欄記載
15 の目的で、同普通預金口座から別表「振替先口座」欄記載の口座に、別表「金額」
欄記載の金員（合計 9 億 0 4 9 0 万 3 1 1 5 円）を振替入金し、もって横領したも
のである。

（法令の適用）

1 罰条

20 判示各所為 それぞれ刑法 6 5 条 1 項、6 0 条、2 5 3 条（判示第 6 の
所為については包括して適用。判示各所為について、被告人
には業務上占有者の身分がないので、いずれも同法 6 5 条 2
項により同法 2 5 2 条 1 項の刑を科する。）

2 併合罪の処理 刑法 4 5 条前段、4 7 条本文、1 0 条（犯情の最も重い判
25 示第 6 の罪の刑に法定の加重）

3 未決勾留日数算入 刑法 2 1 条

4 訴訟費用

刑事訴訟法 181 条 1 項ただし書（不負担）

（量刑の理由）

1 本件の量刑上、最も重視すべき事情は、被害会社から横領した被害額が 9 億円を超える巨額なものということである。そして、被告人は、無計画かつ身の程を
5 わきまえない支出を重ねて金銭的に困窮し、父にたびたび金銭を無心して、繰り返し被害会社から金銭を受領していた。横領した金銭のうち少くない金額は、浪費というほかない遊興費等に充てられた。このような、自己中心のかつ利欲的な態度は、被告人に対する非難の度合いを更に高めている。

また、本件犯行は、被害会社の経理責任者であった被告人の父の関与なくしてなし
10 得ないものであったものの、被告人が金銭を要求しなければ父が本件犯行に及ぶことはなかったという意味で、被告人は主導的な立場にあったというべきである。加えて、横領した金銭の全額は被告人のために費消されており、被告人は犯罪による利益の全部を享受している。そのため、被告人は、業務上占有者の身分がなかったといえども、共犯者である父と対等以上の立場で、重要な役割を担ったというべき
15 である。被告人が父による横領の具体的な手口を認識していなかったのは、被告人が被害会社に所属しておらず、業務上占有者の身分がなかったためにすぎないから、被告人が本件犯行において果たした役割の評価を左右する事情とはいえない。

これらの事情に照らし、本件の犯情は極めて悪いというほかなく、被告人の刑事責任は重大である。そのため、量刑は、処断刑の上限から大きく動くことはない。

20 2 被告人は、被害会社に対して他人名義で 1000 万円を振込送金して、被害を一部回復させたものの、その金額は被害額に照らして微々たるものにすぎず、考慮するにも限度がある。これに、前科前歴のない被告人が本件を認め、謝罪の弁を述べていることを多少斟酌した上で、被告人の友人が被告人を監督する旨述べたことを踏まえても、主文掲記の刑を科すことはやむを得ない。

25 （求刑：懲役 7 年 6 月）

令和7年2月27日

長野地方裁判所伊那支部

裁判官 五味 亮 一